

第五節 糖業事情

一 明治初期の状況

明治になつてからとて、藩・県の財政が急に好転するはずはなかつた。とすると、藩・県の財政に大きな比重を占める糖業について手をゆるめるわけにはいかなかつた。「鹿児島県史」は次のように述べている。

三年(明治)三月十九日会計局申告によれば、前年数度の大風の為に三島・沖永良部島の黍作は著しく損害を蒙り、大島は平年千万斤の産糖が本年は半額五百二十万斤程に減少し、他の諸島は未だ確報はないが、徳之島二百八十万斤、喜界島八十万斤位との風評で、三島合せて例年の大島一島の出産高にも及ばず。加之当年は外国産黒砂糖の渡来のため相場が著しく下落している、明年新砂糖の到着迄の間の繰回しは甚だ困難となり、新砂糖の到着を俟つて返金の予定であつた藩債の償却も実行算定なく、政府貸下の日札の年賦返納その他の支出も莫大で、

特に徴兵経費は巨額に上つて居り、このままに進めば借財整理はおろか、或は再び銀主を依頼し借財を加重せねばならぬかも知れず、ここに藩財政は殆んど危機に曝された……。」

このような状況のもと、明治初期のわが沖永良部の実情はどうであつたろうか。明治六年(一八七三)、戸長職にあつた土持政照氏が、租税調査のため来島した大蔵省役人に提出した文書の控え「大蔵省御官員様御方へ書出留」から抜粹することにする。(段落・句読点は筆者)

「島中黍地反別ノ儀 人々諸持高并山野地、男女へ割掛毎年八月比黍横目回村、作見舞・功才召列レ地面取調竿人致シ、九月十月比ヨリ鋤拵且肥土等持連ハセ、十分相成候時、作見舞・功才方ヨリ届出申候へハ、戸長・副戸長・黍横目立会毎坪見分致シ、十一月中旬比ヨリ砂糖惣夫立為致黍横目回村、壹ヶ村へ上中下三段相並候場所へ壹畦三ヶ所へ伐試シ致シ、実取宜敷候ハ、即チヨリ為打立翌年三月十五日迄日限相究製糖為仕候。

其内黍穂宜敷内ヨリ取揃置、二月中惣差付為仕済次第作見舞ヨリ届出申候へハ、新差付場所毎二付何反何畦何某ト作人名前書記札ヲ為立。戸長・副戸長・黍横目立会作人精粗ノ見分致シ、四月中壹番草取、六月中貳番草取九月中三番草取為仕申候。

尤、六月比黍ノ草葉見分トシテ御詰役様・戸長・副戸長・黍横目・御在番所書役、其外居村掟・作見舞、召列レ黍地ノ御見分有之候ニ付、前広毎坪反別書記、作人何某ト札ヲ為立置候ニ

付、反別卜立黍ト見較へ見賦糖何拾斤ト札ノ裏へ書記、野取帳へ書写シ、少数拾ヒ揚ケ島中惣出来何百万斤ニ相及ト大概ノ見常ヲ以テ予算申上候得ハ保護会社（明治二年版籍奉還の際藩立の保護会社を設立し、奄美諸島の黒糖の専売権を与えた。四年、廃藩置県に際してはこれを県立に移管した。）船賦相成御シ方有之申候。

尤、右見賦糖ヲ以テ島中入ノ諸品併俣傳調文仕候へハ、樽木・底蓋・帯竹相添差下サレ候ニ付、御詰役様方ハ勿論島役々出張取納致置、銘々出来糖見当ヲ以テ筆子掟方ニテ印形帳為相認、御在番所ニテ精算ノ上、御詰役様井戸長・副戸長・黍横目・筆子・掟出張・帳面通無親疎配当仕候へハ、銘々受取ノ上樽口共へ樽壹挺ニ付賃米八合宛ニテ為詰調、副戸長・作見舞差人樽面風袋等見分致シ、方限戸長ヨリ以下作見舞迄官名相記シ、蓋底并包拾六斤ノ焼印押調作人へ渡置候へハ、追々砂糖煎茶屋へ持行砂糖煎入、黍横目・作見舞不断木屋へ馳回り、砂糖合ハ勿論火ノ用心其外無始末無之様諸下知相加へ、剩へ砂糖入樽方致シ十日越シ御在番所へ当番戸長取次ヲ以テ御届申上候へハ、諸村取合積船壹艘分相足り候時、作主へ津下為致日限相究メ掛掛方有之申候。

其時モ御詰役様御壹人・戸長壹人・副戸長壹人・黍横目三人・御在番所書役貳人・筆子壹人・其外掛渡相成、村々掟并作見舞・書役毎樽糖位見分致シ、蓋ノ上へ見分ト書記候上目張為致、黍横目封印ニテ船頭立合分銅例ヲ以テ掛渡相成申候。

当座で物品を購入し、翌春の砂糖で仕払いをする仕組みになっていた。明治六年の産糖予想は百四十万斤、これをすべて未払い分にあてると島民の生活が成り立たなくなる。それで明治六年、物品代は三カ年で金納、租米代糖二十万斤余は金納にしようという與人土持政照が鹿児島島に上った。（当時奄美諸島で金銭は使用されていなかった。金納を願い出すというのは解釈に苦しむ。翌七年二月以降の金銭通用が予知されていたためか）

しかし、県としても財政が苦しい折なので許可されるはずがなかった。たまたま上京中の鹿児島県令大山綱良の命で、大島の與人基俊良とともに上京した。幸いなことに沖永良部流謫当時義兄弟の契りを結んでいた西郷隆盛が、今は陸軍大将近衛都督兼参議という要職にあつたので、彼の助力を得て大蔵省租税寮と交渉した。その結果租糖はその半額を即納、半額は十年賦で金納、保護会社への物品代六分は棄却という望外の結果を得ることができた。さらに、同年大島を巡視した県令は、島民の余りの貧しさに驚き、残り四分も免除した。このことからして、土持政照は単に沖永良部のみでなく、大島郡民全体の恩人と言わなければならないだろう。

尤、黍横目壹人ハ掛占方、壹人ハ算面方、筆子壹人ハ蔵出并蔵入方、掟ハ銘々居村帳取致シ、作見舞壹人ハ作人名揚ケ、壹人ハ斤目付、壹人ハ番付。壹人ハ究合方、戸長・副戸長ニハ糖位見分其外諸指揮方へ、書役砂糖掛渡并荷作格護ノ儀ハ作主相弁ニテ別段出夫ニ及ヒ不申、船々積入ノ節ハ御詰役様御壹人、副戸長壹人、津口横目貳人、目指壹人、島中出夫ヲ以テ船頭立会積人掛占帳面ノ儀ハ御詰役様御證印ニテ保護会社へ御仕登セ候。」

水ももらさぬ監視監督体制である。県の財政を安定させるためには、奄美の砂糖を確保しなければならず、そのためには依然として藩政時代の法式が固守されたのである。また、本来商取り引きであるべきものが、重要な公務として行われたのも藩政時代の継承である。

二 島民の負債

「沖永良部沿革誌」（操坦勁編）によれば、沖永良部はいち早く明治五年（一八七二）に、砂糖の自由売買を許可されている。しかし、それを直ちに実施することはできなかった。というのは、保護会社に対する物品代糖百四十六万斤余の未払いがあったからである。（当時は

しかし、これも一時の恩恵であつて低収入・高物価へ島民は全国的な相場を知らず、知つていても独自で購入販売の途がなかったため、砂糖価格・商品価格は鹿児島商人の言いなりであつた。独立経済制による高税率へ例えば家屋税のごときは昭和になつても全国平均の四倍を負担していた。明治四十三年五月二十七日の鹿児島新聞には「大島郡より国庫に納付する金額は数年間平均約七十万円、国庫より同郡へ支出する金額は約十万円なりと聞く」とある。それに驚くべき高金利と、毎年のように襲ってくる風水害のため、郡民はその後も長く借財に苦しめられた。

三十六年八月二十一・二十二日の鹿児島新聞は、次のように述べている。

「大島郡民、目下負ふ所の債務百万円を下らず。而して之が利子の支出は実に四十万円に達すべし、僅かに二十万円の黒糖三万端の袖之れのみ依て生計を支持し、如上の利子を支払ひ尚は進んで若干の元資を返済すること豈出来得べき計算ならんや。極言すれば大島郡民は実に借金に依て生れ、借金に依て活き、借金によつて死するものの、則ち郡民の生命は一に繫で借金に在りと称するも敢て誣言にあらざるべし。（八月二十一日付）」

「大島郡金利の昂貴なること殆ど驚くに堪へたり。……三カ月若しくは六カ月間の貸借も尚年利三割を支払はざるべからず。例えば返済の期限を八月と定め四月若しくは六月に於て貸借の取引をなすも三割の利子を要し、若し期限の八月に至り元本を返済し能はざるものは更に利子を本金に加へ、年三割の利子と別に月二分五厘の利子を誅求せられ……則ち百万円の負債に対し四十万円以上の利子を要するの所以にして斯く昂貴の金利他に求めて得べけんや、債権者の強欲も此に至りて極まれり……」（八月二十二日付）」

三 政府の糖業保護

明治七年（一八七四）十一月、鹿児島市易居町に沖永良部商會が設立された。沖永良部に支店を置き、産糖の交易に従事した。

十三年（一八八〇）、二月から四月にかけて大阪で綿糖共進會が開催された。これは明治政府が黒糖助成保護に乗り出す第一歩であった。

同十四年（一八八一）、旧来、砂糖樽の風袋は十六斤と定められていたが、厚板・土礫等でこれを三十斤余にもする悪習が行われ、そのため声価を落としつつあった

述べている。

「……旧藩制中、殊ニ嚴制ヲ布キ以テ保護奨励ヲ務ム。故ニ品位粗悪ナラス、産糖モ亦巨額ナリトス。廢藩以降其ノ制ヲ解キ、一旦其各為ス所ニ任セシヨリ産糖ハ年ヲ逐フテ減少シ、品位隨テ粗悪ニ陥リ、之カ為メ關島ノ痕弊ヲ来シ、負債日ヲ逐ツテ増加シ、遂ニ窮困ノ域ニ沈淪セントス。……今ニシテ之カ回復ヲ図ラスニハ数年ヲ出スシテ又救フ可ラサルノ慘状ヲ見ルニ至ラン……」

もはや、藩政時代の継続である強制労働では功を奏しない時代となっていたのである。したがって、新納支庁長は多方面にわたる糖業振興策を実施することになった。

まず、郡を五農区（沖・与両島は第五農区）に分け、各区に受け持ち委員・補助委員を配し、勸業委員を置き、戸長・副戸長と協力して糖業振興にあたらせた。十九年春から、砂糖の品質を勸業委員が監別し、審査証を貼付して売買させた。

同年七月、大島各島砂糖品評會を金久村（現名瀬市内）で開き、続いて糖業集談會を開催した。これは島民自身の意見を集約実施して、もって砂糖の増産と品質の向上・販路の拡張を図ろうとしたものであった。

ので、八月、大島郡長は樽詰めの厳正、斤量の正確を論達した。

同十五年（一八八二）、この年から農商務省は大島の糖業の振興に力を入れ始めた。すなわち吏員一名を大島に派遣して甘蔗栽培改良の手續きを示した。また、宮里正静を讃岐式甘蔗搾汁機を携えて大島に出張させ、十七年まで製造試験を実施した。宮里は引き続き大島島庁の吏員となり、各村から伝習生を募集して白糖および白下糖製造法を伝授した。しかし同機械は大型に過ぎ、白下糖製造も民心を得ることができなかった。

明治元年からこの年までの沖永良部産糖高は年平均百三十九万六千斤（千以下切り捨て）、喜界島は百五十七万三千斤である。藩政時代も喜界島の産糖高は沖永良部を上回っていたのである。

四 糖業集談會の時代

県は明治十八年（一八八五）十月、郡役所を廢して大島金久支庁を置き、支庁長に新納忠三を任命して糖業の振興を図った。開庁に際しての告諭で県令は次のように

当時の郡は、藩政時代に比して甘蔗畑千八十六町、産糖九百二十八万八千斤を減じていた。支庁の目標は藩政時代の水準を回復し、さらにはこれを上回ることであった。砂糖品評會・集談會もそのための施策の一つであり、その他、勸農申合規約を設ける。施肥培養法・糖業器具の改良を図るなどのことがなされた。この年の集談會では、旧藩制にならって甘蔗畑を人口に割りあて、二年後には藩政時代に劣らぬ産糖高を得ることを期した。

一方、当時の郡民は多額の借財があり、その返済は大きな問題であった。そのためにも砂糖の増産は急務であり、増産のためには製糖器械の改良が必要であった。ところが郡民にその資金を拠出する力があるうはずがない。新納支庁長は政府と折衝した結果、十一月に十万元が交付されたので、これをもって製糖器械の年賦払い下げを実施した。これが、政府が郡糖業のために金を出した最初である。

さて、この年には一つの事件があった。新納の罷免がそれである。彼は鹿児島糖商が扱う商品の高価格と、貸付け金の超高利を怒り、それに対する島民の「今日全部金六拾万余円ノ負債ヲ荷フハ元品物ノ高価ナルト不当ノ

利息ヲ負ハセラレシトニ依ルモノナレハ今更之レヲ返済スベキノ義務ナキナリ。結局ハ法廷ノ明裁ヲ仰グニ如力ズ」(浜上謙翠編「大島郡状態書」とする訴訟の頻発、人心の荒廢を憂えた。その解決のための大阪の豪商阿部彦太郎と計り、大島に出張店を設けて砂糖の売買に従事させ、低利融資の途を開こうとしたが、十二月突如として罷免された。

明治二十年(一八八七)、阿部は保護者を失つたにもかかわらず、計画どおり名瀬に進出して阿部組と称する商會を開設した。島民は当然これを歓迎したが、県の支援を受けた鹿児島商人と阿部組の対立は激化し、刻々不穏な情勢となつていった。

そのような状況下の四月、県令第三九号をもつて「大島糖業組合規則」が出された。その内容に藩政時代を思わせる強圧的なものがあつたこと、砂糖を売買するものはすべて支庁長の認可を受けなければならないとしたことなどが問題であつた。県は阿部組を認可せぬことによつて大島から排除しようと思つたのである。

これに対して郡民の反応は「三十九号ノ県令ハ藩代ノ压制主義ヲ継ギタルモノニシテ人民ノ自由ヲ束縛スルモ

上、農事の改良を図るなど自主的な施策が続けられた。二十二年(一八八九)、明治十五年以降、製糖改良試験のため、度々農商務省吏員が製糖器械を携えて大島に出張した。県はこれの貸与を受けて生産者の参考に供してきたが、この年、すべて払いさげを受けて篤志者の使用に供した。

二十四年(一八九二)十二月、臨時集談会で甘蔗作と製糖を分離し、適当な場所を選定して製糖器械を設置することを支庁に出願した。二十五年、六月の臨時集談会で甘蔗栽培の試験所の件を議決して金久に設置せしめた。

農林省および県は糖業改良のため技師各一名を大島に派遣、支庁も香川・宮崎などから技術者を招き、翌二十六年の製糖期から大がかりな改良事業を実施した。

二十六年、十一月の郡集談会で、その下部組織として各字に農事會を設置し、集談會の議定事項を実施させることにした。また、砂糖樽が粗製乱造となり中央市場で不評判なので樽の自家製を禁止、樽製造人を選定して一定の寸法・量目によつて製造させることにした。

二十七年七月、鹿児島糖商組合および県商工会議所は

ノト為シ、大ニ之ヲ嫌厭シ、島民常ニ云ヘルコトアリ、藩政ノ干渉ハ藩庫ヲ充ス為ナリ、大山県令ノ干渉ハ商店ヲ飽カシメン為ナリ、三十九号ノ県令ハ商社ヲ利セン為ナリ」(大島郡状態書)というものであつた。当時支庁に勤めていた麓純則は、人民保護の任にあたるべき知事が商人と結託して、人民の生産品販売の自由を拘束するのは越権違法行為であるとの建白書を出して辞職、全郡的第三九号撤廢運動を展開した。その後、麓は県會議員に當選して陳情を続け、翌二十一年には要求を貫徹することができた。

二十一年(一八八八)、この年度から大島郡は県から独立経済となり、昭和十五年まで続いた。独立経済とは簡単に言えば、国からの補助は別として、大島郡の財政は郡民の税金でもつてまかなうことを原則とするものであつた。この制度は郡の糖業のみならず産業・経済その他の面にわたつて郡の發展を阻害する一大要因となつた。

このころから、在来の甘蔗より優れた読谷山種が漸次普及していった。また、毎年砂糖品評會、引き続き農事集談會を金久で開催することが恒例となり、品質の向上記の旨の意見書を知事に提出した。

県下の製糖総高は、大島六万、永良部一万八千、喜界二万五千、徳之島三万五千、与論三千五百、種子島一万三千、桜島八千樽、その他七百五十樽、計十六万九千二百五十樽である。その価格は、従前は沖繩より高かつたのに今では逆に低くなつている。これは本県の砂糖が粗製乱造なうえ、量目が不同で、樽に生木を使つていたためである。県の特産物の声価を回復するためには、まず砂糖樽の改良が急務である。樽木は必ず製糖季節六カ月前に切つたものを使用すること、樽の重量は縄込み十六斤を越えないこと、一樽の正味は百三十五斤以上と定めること等を規定せられるよう希望する。

明治中期以降、県の糖業は輸入糖による圧迫、沖繩糖の進出等の問題が加わるようになった。この年の末、大島郡代表者が農商務・大蔵両大臣に対し、租税改正の際、外糖に対する付加税率を三割以上とするよう陳情した。

二十八年、今年度以降、砂糖樽は法的に規正されるようになつた。

八月、郡勸業委員規程を定めた。それによつて毎戸長役場区域に勸業委員一名を置き、農事・植林等をつかさ

どらしめ、特に砂糖樽および荷造り・製糖・売買にあたらせた。

明治十八年から三十年までの十三年間の年産糖高の平均は沖永良部百八十五万四千斤、喜界百九十三万二千斤である。これを明治元年から十七年までの平均に比べると、沖永良部は四十五万八千斤、喜界は三十五万九千斤の増収である。総高においては依然として喜界が上位にあるものの、その差は十七万七千斤から七万八千斤と縮少している。

五 郡農会と模範場の時代

三十一年(二八九八)、時の県知事は加納久宜であった。彼は勸農知事とも称された人で、県民の自発性に待つというより、積極的な陣頭指揮と干渉によって県の農業を飛躍的に発展せしめた人である。

四月以降、彼が大島郡振興策として実施したのは次のようなことである。

(一) 農事集談会を解散し、郡農会と二十二の方農会を組織した。

布木名村に、沖永良部支場を和泊村に置いた。また、同月から、郡糖業奨励規則により、甘蔗競作会・肥料品評会・製糖審査会に奨励金を出すことになった。

また、農事巡回教師十一名、糖業教授人二十二名を配し糖業巡回講話の制度を設けた。

糖業模範場の事業としては糖業伝習生の養成もあった。伝習生は甲種・乙種に分け、甲種は農学校もしくは乙種伝習卒業生を対象とした。乙種養成は三十五年度から、甲種は三十六年度から実施した。乙種養成の事業は後に糖業改良事務局・糖業試験場へと引き継がれ、大正八年までに五百五十一名を出した。内、三十名以上を出したのは笠利村(三十六)、和泊村(五十五)、知名村(九十五)の三村のみで沖永良部は全体の二十七パーセントを占めている。

三十六年四月、鹿児島商工会議所は次のような趣旨の建議書を各大臣に提出した。

黒糖は鹿児島・沖縄両県の特産物であるが、消費税法実施の結果、両県の糖業者は重税に苦しみ、だんだん輸入糖に押されている。最近の統計表でみると両県の黒糖生産高は年七千五百六十万斤、代価三百七十八万円に対

(二) 三十一・三十二年は金欠で、それ以降は各島で砂糖品評会を開催した。

(三) 各農会に試験田畑・堆肥場・改良農具等を付属させて、一般農民の耕作の標準とした。

(四) 島庁に勸業課を置き、その課長に警察課長をあてた。各戸長を方農会長に、勸業委員を農会幹事に、村会議員を農会議員とした。

三十三年、徳之島で、三十四年、喜界で、三十五年、古仁屋で、三十六年、沖永良部で郡農会、砂糖およびその他の重要物産の品評会が開かれた。

三十四年六月、重要物産同業組合に基づいて大島砂糖同業組合が設立された。砂糖樽の風袋十六斤、正味百二十五斤、計百四十一斤とする従来の定式が乱れ、結局は生産者の損失となっていたので、同業組合の事業として風袋製品の検査を励行した。そのため、中央市場での信用は回復しつつあったが、一方、砂糖消費税法施行のため百斤につき一円を課税されるようになり、砂糖価格は低落の傾向にあった。

三十五年七月、大島糖業模範場を金久村に、瀬戸内支場を篠川村に、喜界島支場を早町村に、徳之島支場を阿

し、税金は実に七十五万六千円の多額に上っている。このまま放置すれば両県の糖業はついに全滅して外糖の輸入を導く結果になるだろう。実情調査のうえ、同法の改正を決行されたい。

六月、前年の競作会・品評会・審査会のほかに、模範共同製糖場、甘蔗栽培地開墾にも奨励金を出すことになった。

八月、鹿児島新聞の「大島郡名瀬通信」の記事に「当地の金融界、砂糖は消費税の為に下落し、紬は時局の影響を受けて下落し、金融逼迫の状、名状するの辞なし」とある。

三十七年十月、戸長・郡農会と砂糖同業組合代表者等の連合協議会で三十八年糖から共同販売を試みることを決議した。砂糖は農民がより有利と思う所を自由に選んで販売するというのがたてまえであるが、実際には糖商の数が少なく、協議して低価格でしか購入しないため、これに対抗するための手段であった。

三十八年三月、大島糖業模範場の瀬戸内・喜界・沖永良部支場が廃止された。

この年から、金融機関としての浪速銀行の、汽船の増

便という条件を得て、四十年までの三年間、大島郡農会砂糖同業組合による大阪市場への共同試売を実施した。

その結果、生産者は一樽につき一円の増収となった。

八月、模範肥料製造所建設にも補助金を交付することになった。

三十八・三十九年度に模範場から読谷山種苗を配付し、大正八年までに二百二十八万余本を配布した。

三十一年から三十九年までのうち、沖永良部産糖高の判明していない三十四年から三十七年までを除く五カ年の統計によると、沖永良部は年平均二百五十二万八千斤、喜界は二百七十八万七千斤。これを十八年から三十年までと比べると、沖永良部は六十七万四千斤、喜界は八十五万八千斤の増収となっている。依然として喜界が上位で、しかもその差は七万八千斤から、二十五万九千斤と大きくなっている。これは、そのころから沖永良部でゆり栽培が始まったためだろうか。

六 糖業改良事務局と販売組合

明治四十年（一九〇七）四月、七島糖業模範場が廃止

徴するも殆んど其例を見ざる処に有之候……」

これを契機として和泊村は「砂糖消費税記念会」を設け、砂糖生産額に応じて貯金をなさしめ、それでもつて肥料・種苗および改良農具の購入、改良製精舎建築用材の購入、負債返却のための貸与等に活用した。

同四十三年「大島郡製糖改良器具機械購入補助規程」により、牛馬用は直径一尺六寸以上、水車用は一尺二寸以上の鉄車製糖圧搾器購入者に価格の三分の一以内の補助が与えられるようになった。大正八年までに補助購入した台数は五百七十二。五十台以上を購入したのは喜界村百七十六、鎖西村八十一、和泊村六十五、知名村九十二、与論村七十三の五村であった。沖永良部計百五十七は全体の二十七パーセントにあたる。

この年、販売組合を信用販売購買組合と改称し、共同購入も扱うこととなった。なお同組合は在庫糖を出荷するための船舶が不足していたため、汽帆船奄美丸百二十一トンを購入した。

島庁事業としては、厩肥・緑肥等のみを使用した畑とそれに販売肥料を併用した畑を各村に設け、甘蔗栽培の実験をした。大正七年までの結果により、販売肥料代

され、本局を沖繩に置く糖業改良事務局の大島出張所が設置された。

七月、産業組合法により大島郡販売組合が設置され、砂糖の共同委託販売は同組合の継続事業となった。

十月、糖業改良事務局を通して、郡販売組合に砂糖貯蔵庫建築費として年額七千二百円あて五カ年の国庫補助を請願してこの月許可された。そのため四十四年度までに三十棟の貯蔵庫が建造された。沖永良部では四十年和泊に、四十二年与和に、四十三年知名に、四十四年沖泊に各一棟が完成した。

十二月、砂糖積み降ろしに不便な沖泊の道路を改修し、牛馬で運搬できるようにした。また、島尻海岸に十八坪の郡販売組合倉庫を建設した。

同四十二年三月、砂糖消費税一部改正の結果、その引き下げが実現した。このことについて時の和泊村長土持綱安は次のように述べている。

「仮りに本村本年度の産糖高を予想通り一万二千五百四十挺とせば、無慮一万五千六百二十二円五十銭の余裕を生じ、之を現在の戸数千六百戸に割当れば実に一戸平均九円七十二銭五厘に当り申候。斯くの如きは之を既往に

を計算に入れてもそれを併用した方が農家の増収になることを実証した。

当時の状況を「鹿児島新聞」は次のように述べている。「砂糖を買ひ入れるに三個の勢力あり。一は大島販売組合、一は鹿児島商人、一は鈴木阿部等の横浜商人之れ、（中略）……今の処、阿部鈴木等は損失を受けつつあるも、一旦手を出したる騎虎の勢ひ意地づくにて対戦するもの、或は手を引くの遠からずやも知れずと伝ふる者あるも、事実奈何にや。

島民全体が、内地商人に負ふの債、明治三十二年には、八十万六千五百二円の多額なりしが、明治四十一年には、五十八万六千二百一十一円に減少す。これ取りも直さず、大島郡民生生活状態の改善也。我は、之を祝す。

同郡砂糖の産額約二千万斤、価額約六十七万円に上る。砂糖は大島の生命なり、郡治の拳がると否とは、実に糖業政策の奈何によつて存す。」（五月二十四日「大島雜感」）

以上、糖業改良事務局の時代、すなわち四十年から十四年までの五カ年間の年平均産糖高は、沖永良部部三十三万七千四百斤、喜界三百四十四万四千斤、これを三十九年から三十九年までに比べると沖永良部は八十四万七

千斤、喜界は六十五万七千斤の増収である。依然として喜界が上位であるが、その差は二十五万九千斤から七万斤へと大幅に縮小している。

参考文献

- 鹿児島県史（奄美関係抜粋） 名瀬市誌編纂委員会昭三十八復刻
大島郡糖業関係例規集県立図書館奄美分館昭五十一復刻
奄美大島の糖業 島原技師編述 大正□年刊
島嶼町村制時代の和泊村内法 永吉毅 昭四十七刊
鹿児島新聞（明治期の分）
大島郡状態書 浜上謙翠 明二十六刊
沖永良部島沿革誌 操垣勁編 大十刊